

## 第11節 インタラクティブ配信

音楽配信、テレフォンサービス等ネットワークを用いた放送および有線放送以外の公衆送信およびそれに伴う複製により著作物を利用する場合（第10節の規定を適用する場合を除く。）の使用料は、次により算出した金額に消費税相当額を加算した額とする。

### 1 包括的利用許諾契約を結ぶ場合

(1) 商用配信（リスニング用、カラオケ用、着信音等音楽を利用することを主たる目的として配信する場合）

#### ① ダウンロード形式

(ア) 省略

(イ) 省略

(ウ) （削除）

#### ② ストリーム形式

月額使用料は、同時送信可能化する楽曲数にかかわらず以下の表のとおりとする。

ただし、1曲（1音声番組）を利用する都度情報料が課される方式による場合の当該著作物（音声番組）の使用料は、当該情報料の4.5%または4円50銭のいずれか多い額に当該著作物（音声番組）の月間の総リクエスト回数を乗じて得た額または下表の最低使用料の額のいずれか多い額とする。

なお、情報料および広告料等収入がない場合の使用料は、年額50,000円とする。この場合において、送信可能化する日数が1年に満たない場合は、利用曲数にかかわらず月額5,000円に予め定める利用月数を乗じて得た額とすることができる。

サービスメニューの区分	使用料率
主として音楽により構成されるもの	月間の情報料および広告料等収入の3.5%
一般娯楽等	月間の情報料および広告料等収入の2.5%
スポーツ・ニュース等音楽の利用比率が低いもの	月間の情報料および広告料等収入の1.0%
最低使用料	本表で算出した月額使用料が5,000円を下回る場合は、5,000円とする。この場合において、送信可能化する日数が5日までのときは、日額1,000円とする。

なお、1 サービスメニューにおいて利用する著作物が著しく少ない場合の使用料は、本表にかかわらず、2の規定により定めた料率または額に総リクエスト回数を乗じた額とすることができる。

#### ③ サブスクリプション

①または②の配信形式にかかわらず、サブスクリプションにより、楽曲データ（音声番組）を配信する場合の月額使用料は以下のとおりとする。

(ア) 1楽曲データ（1音声番組）単位で選択が可能となる方法により配信する場合

⑦ 月間の情報料収入および広告料等収入の7.7%または77円に月間の総加入者数を乗じて得た額のいずれか多い額とする。

⑧ 情報料および広告料等収入がない場合は、55円に月間の総加入者数を乗じて得た額とする。ただし、本料率で算出した月額使用料が5,000円を下回る場合は5,000円とする。

(イ) 1 楽曲データ (1 音声番組) 単位で選択が不可能であり、且つ受信者が当該サービスに接続している間に限り再生が可能な場合

⑦ 月間の情報料収入および広告料等収入の 4.5%または 13 円 50 銭に月間の総加入者数を乗じて得た額のいずれか多い額とする。

⑧ 情報料および広告料等収入がない場合は、9 円 50 銭に月間の総加入者数を乗じて得た額とする。  
ただし、本料率で算出した月額使用料が 5,000 円を下回る場合は 5,000 円とする。

(ウ) (ア) ⑦の場合において、各受信者に対してサービス登録期間内に予め 1 ヶ月以上の情報料を免除することを定めるなど、付加的サービスがある場合は、月間の情報料および広告料等収入の 12%または 120 円に月間の総加入者数を乗じて得た額のいずれか多い額とする。  
ただし、本料率で算出した月額使用料が 5,000 円を下回る場合は 5,000 円とする。

<以下省略>

(インタラクティブ配信の備考)

(用語の定義)

① 本節において、用語の定義は次のとおりとする。

(ア) 商用配信

情報料または広告料等収入を得て行う配信、および収入の有無に関わらず営利を目的とする者が行う配信をいう。

(イ) 非商用配信

非営利団体または非営利の任意のグループもしくは個人が営利を目的とせず行う配信をいう。

ただし、以下のデータの配信については商用配信とみなす。

⑦ 商業用レコード等 (当該商業用レコード等にかかわる権利者の許諾を特に非商用利用として得ている場合はこの限りではない)。

⑧ 着信音 (着信音専用データを含む)。

(ウ) ダウンロード形式

受信先の記憶装置に複製して利用させる配信の形式をいう。

(エ) ストリーム形式

受信先の記憶装置に複製せずに利用させる配信の形式をいう。

(オ) サブスクリプション

(ウ) または (エ) の配信形式にかかわらず、サービス登録会員を対象とした定額制の聴き放題 (見放題) サービス、またはそれに準じたサービスにより、サービス登録期間中に限り、楽曲データ、音声番組またはコンテンツを受信者に選択させる方法等により利用させる形態をいう。

(カ) 楽曲データ

省略

(キ) 着信音専用データ

省略

(ク) 音声番組

<以下省略>

## 附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第 2 章 第 11 節 インタラクティブ配信の規定については、平成 27 年 7 月 1 日から実施する。